

平成 21 年 05 月 13 日

ご家族の皆様へ

テレビ受像機使用に伴う電気代についてのお願い

薫風の候、ご家族の皆様には日頃より格別のご高配を賜り御礼申し上げます。さて今般、標記の件につきテレビ受像機をお持ち込みになりご使用されている入院患者様は下記のように電気代をご負担して戴くことになりました。当院といたしましても、患者様がより一層快適な入院生活を過ごせるよう今後とも鋭意努力を続ける所存ですので、ご家族の皆様にはご理解を戴きますようお願い申し上げます。

記

1. 金 額 100 円（テレビ視聴の有無に拘わらず 1 日当たり）
2. 請求開始時期 平成 21 年 6 月 1 日より
3. ご請求方法 入院費請求書にて、保険外費用の「テレビ電気代」としてご請求させて戴きます。

以上

担当 医療相談室 山梨・園田・植村

電話 054-363-1023

F A X 054-363-1011

E-mail maw@yamanoue-hospital.jp